

リバースモーゲージ型住宅ローン「みずほリ・バース60」の 取り扱い開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:藤原 弘治、以下「みずほ銀行」)は、満 60 歳以上の方向けの住宅ローン「みずほリ・バース60」の取り扱いを本日より開始します。

本商品はお客さまがお亡くなりになったときに担保物件の売却等により一括でご返済いただき、それまでは毎月の金利のみをご負担いただくリバースモーゲージ型の住宅ローンです。

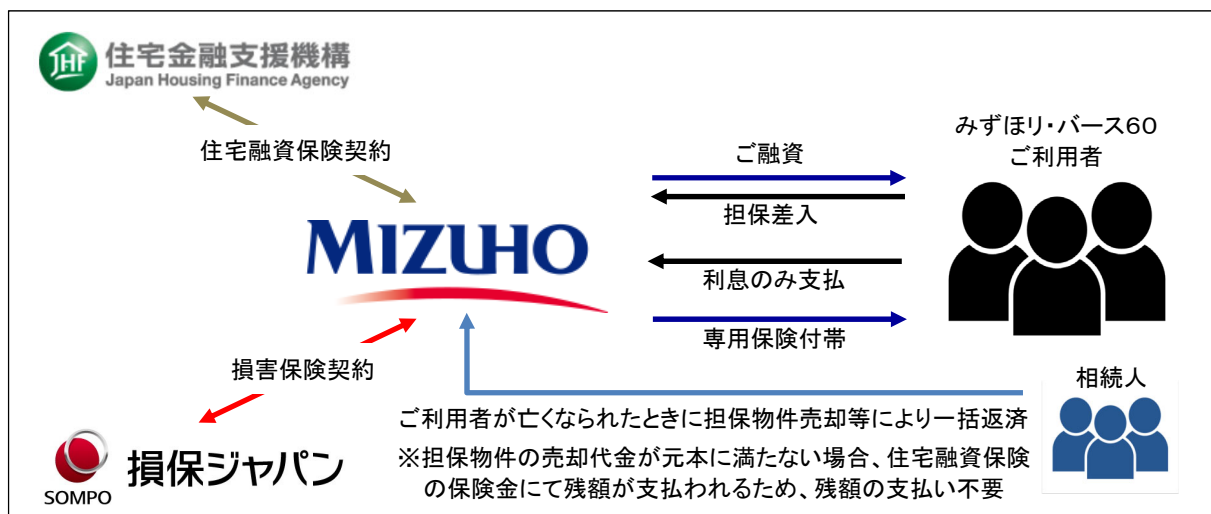
みずほ銀行は、本商品により、高齢化の進展とともに高まりつつあるお客さまのライフスタイルに合わせた住み替えニーズにお応えし、手元資金を確保しながら住居費のご負担を軽減する等、高齢のお客さまのより豊かなセカンドライフ実現をサポートしていきます。

また、本商品をご利用いただくお客さまには、付帯サービスとして、損害保険ジャパン株式会社(代表取締役社長:西澤 敬二、以下「損保ジャパン」)が本商品用に開発した特殊詐欺による被害事故に遭遇するリスクや自転車運転中の加害事故を起こすリスクなどに備えるための保険をご提供します。

みずほ銀行は、人生 100 年時代におけるライフデザインのパートナーとして、お客さまお一人おひとりが安心して過ごすことができる老後の実現に向け、グループの信託銀行・証券会社とともに魅力ある商品・サービスの提供等によりサポートして参ります。

以上

【商品スキーム図】



『みずほり・バース60』の概要

正式名称	みずほり・バース60
ご利用いただける方	以下の条件をいずれも満たす個人のお客さま 1. お申込時年齢が満60歳以上の方 2. 本商品について住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認を受けられる方 3. 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方 4. 同居の配偶者がいる場合、配偶者のお申込時年齢が満60歳以上の方※ ※同居の配偶者の方は、連帯保証人になっていただく必要がございます。 5. お借り換え資金ご利用の場合 住宅取得時にお借入れの住宅ローンのお借入日（金銭消費貸借契約書締結日）から今回のお申込日まで1年以上経過し、かつ、今回のお申込日までの1年間、ご返済に遅延がない方
資金使途	・ご本人が所有して居住される住宅の建築または新築住宅もしくは中古住宅購入のための資金（含むセカンドハウス） ・ご本人の子世帯等が居住される住宅の建築または新築住宅もしくは中古住宅購入のための資金 ・ご本人が住み替えるサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 ・現在お借入れ中の住宅ローンの借り換え資金
お借入金額	100万円以上8,000万円以内（1万円単位） ただし、以下のうち最も低い金額の範囲内 ①住宅建設または購入の所要資金、入居一時金の額の100%相当額、借り替え資金の場合は現在お借入れ中の住宅ローン残高 ②担保不動産の評価額（みずほ銀行および住宅金融支援機構所定の方法による評価）の60%以内（担保物件が長期優良住宅の場合：65%以内） また、本商品以外に住宅融資保険付保商品を利用している場合、利用中融資残高との合計額が8,000万円以内であること
お借入期間	ご本人がお亡くなりになった日、または当行がお亡くなりになったことを知りえた日まで
お借入金利	変動金利方式 ※お申込み時ではなく、実際にお借り入れいただく日の金利が適用されます。
返済方法	期日一括返済（毎月利息のみお支払いただきます。）
担保	・お借入対象物件（土地および建物）にみずほ銀行を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます（同順位設定不可）。 ・なお、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金、または子世帯等の住宅資金をお借入れの場合、ご自宅が担保物件となります。
その他	・団体信用生命保険にはご加入いただけません。 ・ご返済を終了するまでの間、担保建物に火災保険をおかけいただきます。 ・ご本人がお亡くなりになった時は、相続人に一括返済していただきます。一括返済いただけない場合は、対象物件に設定された抵当権が実行され、担保不動産の売却により元利金を回収いたします。ただし、担保不動産の売却額が元利金に満たない場合でも、相続人に残債務を請求いたしません。 ・お申込みにあたり、ご本人、連帯保証人、法定相続人全員を代表する法定相続人の方ご同席のうえ、カウンセリングを実施いたします。 ・年に1回、みずほ銀行から、現況確認をさせていただきます。

付帯保険商品の概要

保険契約者	みずほ銀行
被保険者	「みずほり・バース60」の融資残高が500万円以上で、年齢が99歳以下の全ての利用者に自動付帯。 ※利用者の保険料負担はありません。
保険種類	団体傷害総合保険（個人賠償責任補償特約、弁護士費用総合補償特約付帯）
保険金額	傷害死亡・後遺傷害保険金：15万円（交通傷害型） 個人賠償責任補償特約：1事故につき1億円限度（免責金額なし） 弁護士費用総合補償特約：法律相談費用5万円（自己負担額1,000円） 弁護士委任費用100万円（自己負担割合10%）
補償期間	「みずほり・バース60」の利用者になった時に始まり、利用者ではなくなった場合、もしくは融資残高が500万円未満となった時に終了します。
引受保険会社	損保ジャパン